

平成 26 年 2 月 14 日

復興庁

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 3 回）及び
長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）」について、本日、第 3 回の交付可能額を通知します。

また、生活拠点を形成する 6 市町村について、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国による協議で合意した内容を、復興公営住宅や関連する基盤整備等に関する取組方針として、策定又は改定したのであわせて公表します。

1. コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 3 回）について

別紙 1 のとおり

2. 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組
方針について

別紙 2 のとおり

本件連絡先：
復興庁
原子力災害復興班 佐藤、石川、真鍋
TEL：03-5545-7369

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第3回）について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された8市町村の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

1. 交付可能額について

事業費：20,173 百万円 国費：17,635 百万円
 (注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。

生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第3回）

事業計画名	事業主体	交付可能額（百万円）	
		事業費	国費
川俣町生活拠点形成事業計画（新規）	川俣町	1,000	874
大玉村生活拠点形成事業計画（新規）	大玉村	22	19
福島市生活拠点形成事業計画	福島県	3,158	2,760
郡山市生活拠点形成事業計画	福島県	5,169	4,516
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県	10,088	8,822
二本松市生活拠点形成事業計画	福島県	2	2
南相馬市生活拠点形成事業計画	福島県	599	524
川内村生活拠点形成事業計画	川内村	135	118
合計		20,173	17,635

(注) 端数処理により、合計と一致しない場合がある。

2. 主な事業

- 災害公営住宅整備事業
 福島県及び3町村（川俣町、大玉村、川内村）に対し、約17,464百万円（国費）を通知（事業費：約19,959百万円）。
 ※これにより、原発事故に伴う長期避難者向けの復興公営住宅としては、893戸に新たに着手。
- 避難者支援事業等
 福島県及び川俣町に対し、復興公営住宅の駐車場整備として約171百万円（国費）を通知（事業費：約214百万円）。

3. 今後の予定について

第4回事業計画は受付済み。

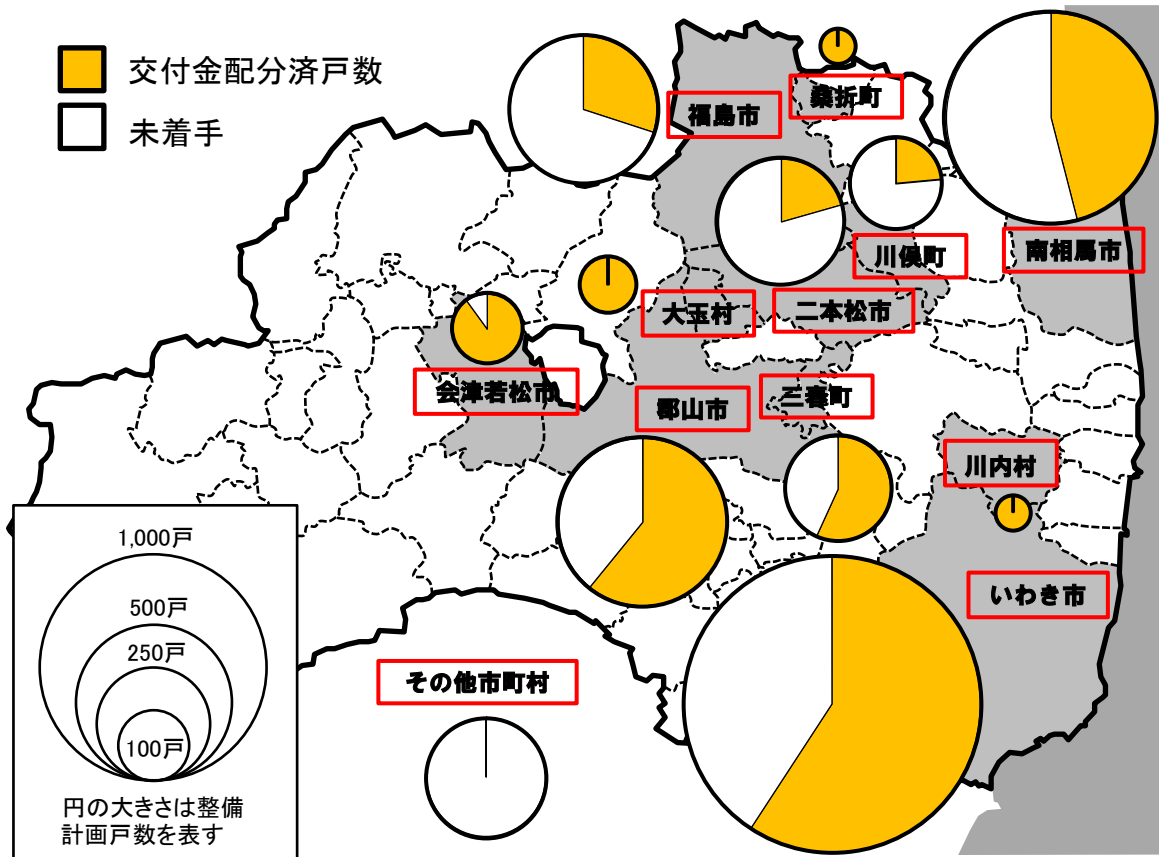
原発避難者向け復興公営住宅の整備の着手状況

受入市町村	着手済			今回着手	計	全体整備 計画戸数
		用地確 保済	建築着 工			
福島市	71 戸	71 戸	23 戸	58 戸	129 戸	430 戸
会津若松市	90 戸	70 戸	20 戸	—	90 戸	100 戸
郡山市	347 戸	347 戸	160 戸	—	347 戸	570 戸
いわき市	388 戸	250 戸	250 戸	654 戸	1,042 戸	1,760 戸
二本松市	70 戸	0 戸	0 戸	—	70 戸	340 戸
南相馬市	350 戸	0 戸	0 戸	64 戸	414 戸	900 戸
川俣町	—	40 戸	0 戸	40 戸	40 戸	170 戸
三春町	125 戸	0 戸	0 戸	—	125 戸	220 戸
桑折町	25 戸	25 戸	0 戸	—	25 戸	400 戸
大玉村	—	67 戸	0 戸	67 戸	67 戸	
川内村	15 戸	15 戸	0 戸	10 戸	25 戸	
その他	—	—	—	—	—	
計	1,481 戸	885 戸	453 戸	893 戸	2,374 戸	4,890 戸

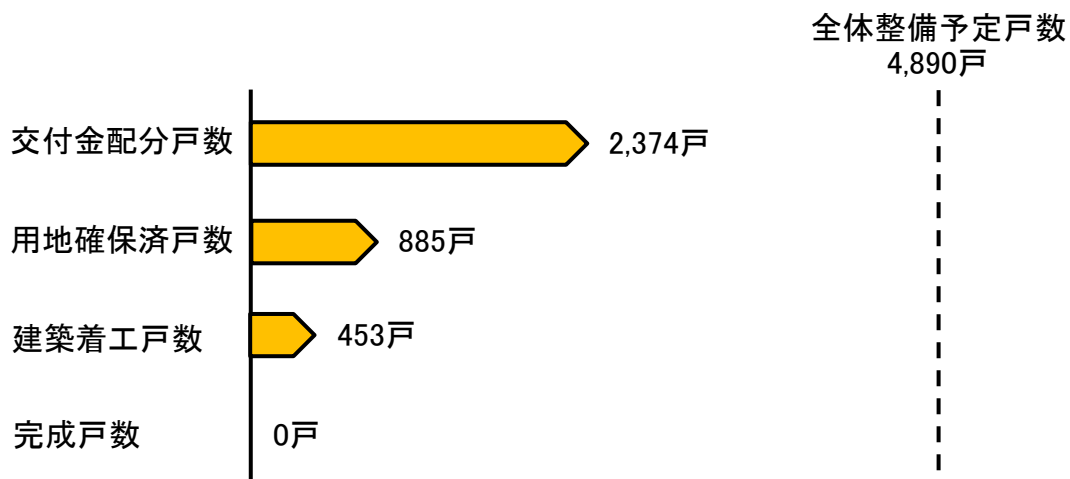
※全体整備計画戸数（平成 25 年 12 月 20 日公表）

長期避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

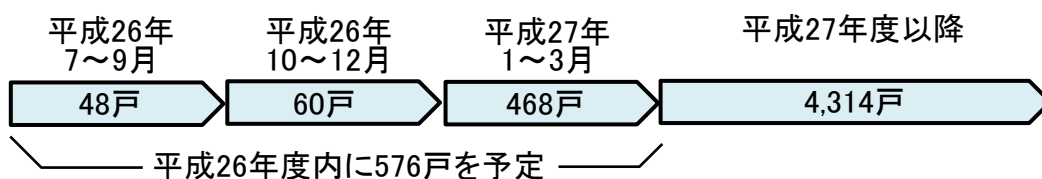
1. 交付金配分済みの復興公営住宅の戸数



2. 復興公営住宅の整備の進捗状況(平成26年2月現在)



3. 復興公営住宅の入居予定時期(平成26年2月現在)



※あくまで現時点の予定であり、今後の進捗状況により、前後する場合があります。

受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の 形成に向けた取組方針の公表について

1. 概要

コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の第3回交付可能額通知にあたり、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針に関して、新たに策定した受入市町村（大玉村）及び必要な改定を行った受入5市町村（福島市、郡山市、いわき市、二本松市、南相馬市）について、取組方針を公表する。

（注）長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っており、合意した内容を取組方針として取りまとめ、公表することとしている。

2. 今回方針を公表する拠点（※括弧内は避難元市町村名）

(1) 新規策定

- ・ 大玉村（富岡町）

(2) 改定

- ・ 福島市（飯舘村）平成25年9月20日策定
- ・ 郡山市（富岡町、大熊町、双葉町）平成25年9月20日策定
- ・ いわき市（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）平成25年9月20日策定
- ・ 二本松市（浪江町）平成25年9月20日策定
- ・ 南相馬市（双葉町、浪江町、飯舘村）平成25年11月8日策定

3. 内容

- ・ 避難者数や役場出張所の設置など、受入れの現状
- ・ 復興公営住宅や、道路など関連基盤の整備の取組方針
- ・ 避難者の交流事業など避難者支援策の取組方針 など

4. 今後の取扱い

- ・ 今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。
- ・ 今回公表していない生活拠点の形成に向けた取組方針についても、取りまとめた段階で公表する。

(注) 今回、交付可能額通知を行った受入市町村のうち、川俣町、川内村については、同一市町村内における避難であり、協議の場を設置して協議する必要がないため、取組方針を策定していない（川俣町については、飯館村も避難元市町村であるが、今回の申請があったのは、川俣町内の避難者を対象とした事業のみ）。

(参考) 事務担当者会議（個別部会）の構成

受入市町村	避難元市町村	取組方針策定日
福島市	飯館村	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改訂
会津若松市	大熊町	平成 25 年 9 月 20 日策定
郡山市	富岡町、大熊町、双葉町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改訂 平成 26 年 2 月 14 日改訂
いわき市	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改訂 平成 26 年 2 月 14 日改訂
白河市	双葉町	—
二本松市	浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改訂
田村市	大熊町	—
南相馬市	双葉町、浪江町、飯館村	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改訂
本宮市	浪江町	—
桑折町	浪江町	平成 25 年 11 月 8 日策定
川俣町	飯館村	—
大玉村	富岡町	平成 26 年 2 月 14 日策定
三春町	富岡町、葛尾村	平成 25 年 9 月 20 日策定

※国（復興庁）、福島県は全ての個別部会に参画。

※福島市の個別部会に浪江町が加わる予定。

※白河市、田村市、本宮市及び川俣町については未策定。